

様式第1号

埼玉県道路公社建設工事に係る業務委託一般競争入札(事後審査型)公告

道路清掃業務委託(寄居側)及び道路清掃業務委託(秩父側)について、について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県道路公社会計規程第90条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)要綱の規定によるものとする。

令和6年7月26日

埼玉県道路公社理事長 山科 昭宏

記

1-1 入札対象業務-1	
(1)業務名	道路清掃業務委託(寄居側)
(2)業務箇所	皆野寄居バイパス／寄居町末野外
(3)契約期間	契約確定の日から令和7年3月31日まで
(4)設計金額	入札執行後に公表する。
(5)業務概要	ア 目的 本業務は一般国道140号(皆野寄居バイパス)のトンネル内及び路面の清掃(夜間施工)を実施するものである。 イ 業務内容 トンネル内装板清掃(夜間) L=33.0km 路面清掃(夜間) L=69.8km ほか ウ 業務の仕様等 特記仕様書及び業務概要等(以下「仕様書等」という。)による。
1-2 入札対象業務-2	
(1)業務名	道路清掃業務委託(秩父側)
(2)業務箇所	皆野寄居・皆野秩父バイパス ／皆野町下田野外
(3)契約期間	契約確定の日から令和7年3月31日まで
(4)設計金額	入札執行後に公表する。
(5)業務概要	ア 目的 本業務は一般国道140号(皆野寄居バイパス)のトンネル内及び路面の清掃(夜間施工)を実施するものである。 イ 業務内容 トンネル内装板清掃(夜間) L=15.7km 路面清掃(夜間) L=47.9km ほか ウ 業務の仕様等 特記仕様書及び業務概要等(以下「仕様書等」という。)による。
2 落札者の決定方法	本件入札は、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)試行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。なお、入札参加資格審査に必要な資料の提出方法について、本件は郵送による提出を可能とする。 (1)価格競争方式による一抜け方式により落札候補者を決定する。 (2)一抜け方式については次のとおりである。 なお、不調・不落等により落札者が決定しない入札対象業務があった場合においても、以降の入札対象業務の入札を執行する場合がある。 ア 入札対象業務-1、入札対象業務-2の順に開札する

	<p>イ 入札対象業務-1の落札者による入札対象業務-2への入札は無効とする</p> <p>(3)落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。 ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。</p> <p>(4)落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p> <p>(5)落札者決定までの日数を短縮するため入札対象業務-2の入札参加資格審査は、当該業務より先に開札した業務の落札者を決定する前から行う。 この場合、入札対象業務-2の入札参加資格審査の対象者は当該入札の開札時点でもっとも落札候補者になる可能性が高い者を落札候補者と見なす。 このため入札対象業務-2の入札参加資格審査の対象者は、当該業務より先に開札した入札の落札者決定の結果によっては落札候補者でなくなる場合があることを予め承知して入札参加資格審査に必要な資料を提出すること。</p> <p>(6)一抜け方式における一部の入札が不調又は不落等によって落札者が決定しない場合、落札者が決定しない入札をこの公告と別の公告又は指名通知によって後日行うことがある。 この場合、この公告の入札に係る契約者は後日行う入札(この公告において落札者が決定しない入札 以下同様。)の落札者になることができない旨の条件を付すことがある。</p>
3 入札手続きの方法	本件入札は、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)要綱の規定及び本公告による。
4 仕様書等	<p>設計図書及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、以下により提供する。</p> <p>(1)埼玉県道路公社ホームページ(https://www.tollroad-saitama.or.jp/)の入札情報に掲載。</p>
5 競争参加資格確認申請書の提出	<p>令和6年7月26日(金)から 令和6年8月20日(火)まで</p> <p>入札参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を郵送にて埼玉県道路公社企画担当に提出すること。(別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照)提出書類が期日までに到着したものを提出とみなす。 なお、郵送に係る費用は入札参加を希望する者の負担とする。また、郵送事故等による未到着の場合、入札参加を希望しないものとみなす。</p>
6 仕様書等に関する質問	<p>令和6年7月26日(金)から 令和6年8月2日(金)16時00分まで</p> <p>設計図書等に関して質問がある場合は、質問書(参考様式第3号)を埼玉県道路公社本社総務担当に電子メールにて提出すること。(別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照) 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。 なお、埼玉県道路公社の電子メールシステムの不具合など埼玉県道路公社の責任によらない理由で期日までに提出が確認できない質</p>

	問や質問期間外の質問は、受付けないものとする。	
7 質問に対する回答	<p>令和6年8月6日(火)17時00分</p> <p>質問に対する回答は、上記に示す日時までに埼玉県道路公社ホームページの入札情報に掲載する。</p> <p>入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。</p> <p>なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。</p> <p>また、入札参加者から質問がない場合でも道路公社ホームページの入札情報において発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。</p>	
8 入札書の提出期間	<p>(1)提出方法</p> <p>入札書は、郵送にて提出を行う。(別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照)</p> <p>なお、郵送に係る費用は入札参加を希望する者の負担とする。</p> <p>また、郵送事故等による未到着の場合や到着が提出期日を過ぎた場合、入札に参加しないものとみなす。</p> <p>(2)提出期間</p> <p>令和6年8月20日(火)17時00分必着</p>	
9 開札日時	<p>(1)入札対象業務-1 令和6年8月21日(水)10時00分</p> <p>(2)入札対象業務-2 令和6年8月21日(水)10時30分</p>	
10 入札に参加できる者の形態	単体企業	
11 入札に参加する者に必要な資格		
(1)資格者名簿への登録	申請業務[業務分類(大)]	土木維持管理
	申請業務[業務分類(小)]	道路
	<p>令和5・6年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、上に示す業務で掲載されている者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。</p>	
(2)所在地	営業所等所在地	埼玉県内
	<p>資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。</p>	
(3)業務を行うための資格	—	
(4)資格を有する技術者の数	—	
(5)業務実績	<p>車道又は路肩の路面清掃業務</p> <p>契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)又は地方公共団体(地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む)との業務委託契約により、上に示す業務を履行した実績を有すること。</p> <p>上記の業務実績は、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。</p>	
(6)配置予定の技術者	—	
(7)その他の参加資格	ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	

	<p>イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）（以下、「財務規則」という。）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後に埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」（埼玉県）参照。）。</p> <p>オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 本件入札の公告日から入札書の提出日までに埼玉県電子入札共同システムに利用登録されている者であること。</p>
12 最低制限価格	設定する。
13 入札保証金	免除する。
14 契約保証金	<p>(1) 落札者は契約金額の10分の1以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウにあっては、保証金額)と同額とする。</p> <p>ア 利付国債</p> <p>イ 埼玉県債</p> <p>ウ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者</p> <p>イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と埼玉県道路公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p> <p>ウ 国又は地方公共団体と、契約金額がおおむね1千万円以上の道路の清掃に係る委託契約を、当該年度の前々年度の4月1日以降に2回以上すべて誠実に履行した者で、落札候補者となったときに提出する一般競争入札参加資格等確認申請書に該当業務の委託契約書の写し及び委託業務完了検査結果通知等、履行を証明するものの写しを添付し、契約保証金の納付の免除が認められた者</p>

	(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。
15 支払条件	
(1)前金払	しない。
(2)部分払	しない。
16 業務説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1)入札の執行	ア 競争参加資格確認申請書を提出した者であっても、開札日時 の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。 イ 1者入札であっても入札を執行する。
(2)入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数 があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格と するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であ るか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110 分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3)提出書類	ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(必要事項を記入 したものを)を初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を 提出すること。
(4)入札回数	ア 再度入札は3回までとする。ただし、各回の再度入札の状況によ り、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができな い。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加するこ とができない。
(5)不調時の取扱い	ア 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者 又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行っ た者(以下「落札候補者」という。)がいない場合は、随意契約によ ることができるものとする。 イ 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者に その旨を告知して行うものとする。 ウ 随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加し た者とする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随 意契約の相手方とすることができない。
(6)入札の辞退	入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲 げるところにより取り扱うものとする。 ア 入札執行前には、入札辞退届けを提出させる。 イ 入札執行中には入札辞退届又はその旨を明記した入札書を 直接提出させる。
(7)独占禁止法など関係法令 の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する 法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならな い。
(8)電子くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、く じにより落札候補者を決定する。
(9)入札の無効	次のいずれかに該当する入札は無効とする。 ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない

	<p>者がした入札</p> <p>イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札</p> <p>ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札</p> <p>エ 本公告によらない入札書を提出した者がした入札</p> <p>オ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>カ 談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札</p> <p>ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札</p> <p>ケ</p> <p>コ 次に掲げる入札をした者がした入札</p> <p>(ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの</p> <p>(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの</p> <p>サ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
18 その他	<p>(1) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)要綱に基づき入札に参加すること。</p> <p>(2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。</p> <p>(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。</p> <p>(4) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</p> <p>(5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(6) 落札者との契約は、埼玉県標準委託契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は埼玉県のホームページ(入札課)に掲載している。</p>
19 この公告に関する問い合わせ先	<p>〒330-0074埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号</p> <p>埼玉県道路公社 総務担当</p> <p>電話 048-822-8073</p> <p>ファクシミリ 048-822-8082</p> <p>メールアドレス road@tollroad-saitama.or.jp</p>